

ひたちなか市いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月

ひたちなか市教育委員会

(令和元年 7 月 22 日改定)

目 次

はじめに

1 いじめ防止等対策のための基本理念	3
(1) いじめの定義	
(2) 基本理念	
2 いじめ防止等のため市が実施する施策	3
(1) いじめ問題に対処するための組織体制	
① 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置	
② 「いじめ問題調査委員会」の設置	
③ 「いじめ問題再調査委員会」の設置	
(2) 教職員の研修の推進	
(3) 相談体制の周知	
(4) 豊かな心の育成の推進	
(5) 学校への助言と支援	
(6) インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進	
(7) 「市いじめ防止基本方針」等の周知と啓発	
3 いじめ防止等のために学校において実施する施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめ防止等の対策のための組織	
(3) いじめの未然防止	
(4) いじめの早期発見	
(5) いじめへの早期対応	
(6) いじめの解消	
4 家庭・地域の役割	7
(1) 家庭の役割	
(2) 地域の役割	
5 重大事態への対応	8
(1) 重大事態の定義及び判断	
(2) 市教育委員会又は学校による調査等	
(3) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等	

参考資料

はじめに

はじめに

本市では、平成8年度の市教育振興大会において、いじめ撲滅宣言「いじめをしない、許さないまち ひたちなか」を発表するなど、継続的にいじめ防止に取り組んできた。また、平成11年度からは、地域で支える生徒指導連絡協議会を立ち上げ、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）や家庭、地域が一体となっていじめ防止をはじめとする、生徒指導の充実に努めてきた。

平成24年11月には、中学生生徒会サミットにおいて、初めていじめ撲滅のための共同宣言を採択し、平成27年7月には「なくそういじめ 咲かせよう笑顔の花 思いやりの種を育てよう」の新たな共同宣言を採択し、いじめ撲滅に向けて全ての学校において、児童会・生徒会を中心とした「笑顔プロジェクト」を実施し、いじめのない笑顔のあふれる学校づくりを推進している。

また、平成29年度より国立教育政策研究所の委嘱を受けた「魅力ある学校づくり」推進事業に全ての学校で取り組み、不登校・いじめの未然防止を目的とした魅力ある学校づくりを推進しているところである。

国は、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を制定し、同年10月には「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定した。それに基づき、全国の学校には「学校いじめ防止基本方針」の策定といじめ防止に係る組織づくりが義務付けられた。本市では、法第12条に基づき、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめ防止や早期発見、いじめへの対処等が、総合的かつ効果的に行われるよう平成26年3月に「ひたちなか市いじめ防止基本方針」を策定した。

平成29年3月には、教職員がいじめの情報を学校内で共有することやいじめの「解消」の定義を詳細に規定した国の「いじめ防止等の基本的な方針」が改定されるとともに、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への対応について法や基本方針等に則った適切な調査の実施に資する「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。また、県においては、いじめの重大事態への対応を整理し、学校の設置者及び学校が重大事態に適切に対応できるよう「いじめの重大事態対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が策定された。

本市では、国の「いじめ防止等の基本的な方針」及び「ガイドライン」、県の「マニュアル」の主旨を鑑み、「ひたちなか市いじめ防止基本方針」の一部を改定する。

令和元年7月22日

ひたちなか教育委員会教育長 野沢 恵子

1 いじめ防止等対策のための基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条1項）をいう。

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本理念

本市は、いじめ撲滅宣言「いじめをしない、ゆるさないまち、ひたちなか」（平成8年3月宣言）、そして平成27年度「中学校笑顔サミット」で採択された「なくそういじめ 咲かせよう笑顔の花 思いやりの種を育てよう」を実現するため、学校、家庭、地域、その他の関係機関と連携し、次のことを基本に取り組む。

- 「いじめは、誰にも、どの学校においても起こり得る」、「いじめは決して許されない」という認識に立ち、いじめから児童生徒を守るために、学校教育活動の全体を通して、全ての児童生徒に、規範意識の高揚や自分と他者とお互いに尊重し合う意識や態度等、人権意識を育て、いじめの起こりにくい環境づくりに努める。
- いじめが児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、全ての児童生徒が、安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止に努める。
- いじめをしたり、いじめを認識しながらこれを放置したりすることなく、学校、家庭、地域が連携し、一体となって組織的に早期発見・早期対応に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

2 いじめ防止等のため市が実施する施策

(1) いじめ問題に対処するための組織体制

① 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめ防止等に関係する機関及び団体（学校、市PTA連絡協議会、市子ども会育成連合会、市青少年相談員連絡協議会、児童相談所、地方法務局、ひたちなか警察署、市人権擁護委員会、市教育委員会事務局、市福祉部福祉事務所児童福祉課等）の情報共有及び連携を図るため、「ひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

② 「いじめ問題調査委員会」の設置

市教育委員会の附属機関として、「ひたちなか市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。「調査委員会」は、重大事態に係る事実関係を明確にし、該当する重大事態と同様の事態の発生の防止のため、市教育委員会の諮問に応じて、調査及び審議を行い、その結果を市教育委員会に答申する。

委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市教育委員会が適当と認める者の内から市教育委員会が委嘱する。

（ひたちなか市いじめ問題調査委員会及びひたちなか市いじめ問題再調査委員会条例（平成29年条例第46号））

③ 「いじめ問題再調査委員会」の設置

市長の附属機関として、「ひたちなか市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。「再調査委員会」は、重大事態への対処のため市長が必要であると認めた場合において、市長の諮問に依りて、調査委員会による調査結果について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する学識経験を有する者、その他市長が適当と認める者の内から市長が委嘱する。

（ひたちなか市いじめ問題調査委員会及びひたちなか市いじめ問題再調査委員会条例（平成 29 年条例第 46 号））

(2) 教職員の研修の推進

いじめ問題の現状把握や未然防止、早期発見、早期対応に向けた具体的な対応について理解を深めるなど、教職員の資質向上を図るため、いじめ問題に関する研修の充実を図るとともに、計画的継続的に実施する。

(3) 相談体制の周知

いじめに係る相談窓口である市教育研究所内の「いじめ・不登校相談センター」等の周知に努め、いじめ問題の早期発見、早期対応を図る。

(4) 豊かな心の育成の推進

学校はもとより、家庭や地域において、児童生徒の豊かな心を育む活動を推進することにより、いじめ防止を図る。

(5) 学校への助言と支援

① 学校いじめ防止基本方針の策定やいじめ問題への対処をはじめ、いじめ防止対策に関する助言と支援をする。

② 学校におけるいじめ問題の取組状況を調査、把握し、それらの取組が、当該の学校や地域も実状に応じて機能しているかどうかを点検するとともに、必要に応じて助言と支援をする。

③ 必要に応じて、「いじめ・不登校相談センター」所属の教育相談員等を派遣し、いじめの早期対応について助言と支援をする。

(6) インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

① インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的な対応をするため、学校を通じて児童生徒及び保護者に対して、県などのメディア指導員を活用し、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を行う。

② インターネットを通じてのいじめを早期発見、早期対応するために、市の情報政策部門、警察のサイバー対策部門等との連携の充実を図る。

(7) 「市いじめ防止基本方針」等の周知と啓発

「ひたちなか市いじめ防止基本方針」について、学校、保護者、地域等に周知し、それぞれの役割について理解を深めることを通して、いじめ防止等に向けた地域社会全体の教育力の向上を図る。

3 いじめ防止等のために学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「茨城県いじめ防止基本方針」、「ひたちなか市いじめ防止基本方針」を参酌して、当該学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。（法第13条）
- ② 「学校基本方針」は、いじめの防止等のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について定める。
- ③ 学校は、「学校基本方針」を策定した後、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

- ① 学校は、校内にいじめ防止等の対策のための組織を設置する。（法第22条）
- ② 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核的な役割を担う。
- ③ 当該組織は、「学校基本方針」が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直す。

(3) いじめの未然防止

- ① 学校は、学校教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う対人関係を構築する能力の素地を養い、いじめが起こりにくい環境づくりに努める。
- ② 学校は、児童生徒一人一人を大切にされた教育活動を展開し、主体的に参加できる学習活動や、受容的な雰囲気と規律を大切にされた学校づくりに努める。
- ③ 学校は、児童会・生徒会活動の充実を図り、いじめ防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を推進する。
- ④ 学校は、児童生徒、保護者及び教職員に対し、いじめを防止することの重要性の理解を深めるために啓発活動を推進する。

(4) いじめの早期発見

- ① 学校は、日常的に児童生徒の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、児童生徒の変化を把握するように努める。
- ② 学校は、児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。
- ③ 学校は、いじめの実態を適切に把握するため、定期的（少なくとも月1回）なアンケートの実施や児童生徒との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ④ 学校は、アンケートの実施の結果、いじめの認知件数が極めて少なかった場合は、認知漏れがないことを確認する。また、認知件数が零（ゼロ）であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者等に公表し、検証を仰ぐなど、認知漏れがないか確認する。

(5) いじめへの早期対応

- ① 学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。
 - ア いじめを受けた児童生徒に対する支援及びその保護者に対する情報提供を行う。
 - イ いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する支援を行う。
 - ウ いじめは加害者と被害者のみの問題とするのではなく、周囲の児童生徒を含めた全体の問題として捉え対処する。
- ② 学校は、いじめの対応が指導上困難である場合には、市教育委員会と連携を図り、「いじめ・不登校相談センター」所属の教育相談員、警察や児童相談所等の関係機関と連携するなど、より適切な対策を講ずる。
- ③ 学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、警察のサイバー対策部門や関係機関等の協力や援助を求める。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
 - ア 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命じることもできるよう、必要な体制を整備する。
 - イ いじめを受けた児童生徒の保護者が、就学指定校の変更や区域外就学等を希望する場合には、市教育委員会と連携して弾力的に対応する。
- ⑤ 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、市教育委員会と連携の上、学校と警察との連絡制度に基づき適切に対応する。

- ⑥ いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ場合には、関係する学校が連携して対応する。
また、塾や社会教育関係団体等から、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合には、当該団体等の責任者と学校が連携して対応する。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

そのため、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 家庭・地域の役割

子供たちをいじめから守るためには、家庭及び地域の役割が極めて重要である。家庭は、子供たちに対し、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、主体的に正しい判断のもと行動できるなど、心身の調和のとれた成長を促すための重要な役割を担う。また、いじめは、いつでもどこでも起こり得るので、いじめの防止のためには、家庭及び地域との連携も重要である。大人たちが積極的に子供に関わるなど、家庭と地域が一体となって子供たちと関わる連帯感が大切であることから、家庭及び地域に対し、様々な機会を通していじめ防止に向け、次のような啓発を行う。

(1) 家庭の役割

- ① 日頃から、子供との関わりを大切に、「認める」「ほめる」「しかる」ことを通して、規範意識を身に付けさせるとともに、いじめは許されない行為であることを教える。
- ② 子供の話に耳を傾け、ささいな変化を見逃すことなく、学校との情報連携を通じて、いじめの早期発見に努める。
- ③ 情報モラルの理解に努め、子供がインターネット利用の社会的ルールやマナー等を身に付けるように努める。

- ④ 子供がいじめを受けた場合には、子供の安全を確保し、学校と協力していじめの解消に努める。
- ⑤ 子供がいじめを行った場合には、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校に相談する。
- ⑥ 子供を通して、いじめの情報を把握したときには、子供のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校に連絡、相談する。

(2) 地域の役割

- ① 地域は、学校と情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、連携の充実を図る。
- ② 地域は、青少年育成者等（民生委員や児童委員、青少年相談員等をいう。以下同じ。）を効果的に活用し、児童生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域行事への参加を促すなど、様々な機会を通じて子供と地域住民との結び付きを深めるように努める。
- ③ 地域においていじめの行為を認めたときには、当該児童生徒に声をかけるなど様子を見守るとともに、市教育委員会や学校に連絡する。
- ④ 青少年育成者等は、地域においていじめ発見、防止に積極的に取り組む。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義及び判断

「重大事態」とは、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 1 号）及びいじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 2 号）をいう。

「相当の期間」については、年間 30 日を目安とするが、いじめを受けた児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、厳密に 30 日間に至らない場合でも、市教育委員会又は学校の判断により、重大事態として取り扱う。

また、「認めるとき」の主体は、市教育委員会又は学校であり、「いじめの存在」か「いじめとの因果関係」について、疑いがあれば重大事態として判断するものとする。

ただし、いじめを受けた児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

(2) 市教育委員会又は学校による調査等

- ① 学校は、重大事態が発生したときは、その旨を速やかに市教育委員会に報告する。（法第 30 条第 1 項）
- ② 調査は、必要に応じて、市教育委員会が設置した「調査委員会」が行う。

- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし（法第 28 条第 2 項）、提供に当たっては、他の児童生徒等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法を用いる。
- ④ いじめを受けた児童生徒又はその保護者から申し出があったときには、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を市教育委員会が受理し、当該文書を市長に対する調査結果報告に添えるものとする。

(3) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

- ① 市長は、法第 28 条第 1 項の規定により市教育委員会が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、「再調査委員会」を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。（法第 30 条第 2 項）
市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。（法第 30 条第 3 項）
- ② 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。（法第 30 条第 5 項）

参考資料

- 「いじめ防止対策推進法」平成 25 年 7 月
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定
平成 25 年 10 月（最終改訂平成 29 年 3 月）
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省 平成 29 年 3 月
- 「茨城県いじめ防止基本方針」茨城県 平成 26 年 3 月
- 「いじめの重大事態対応マニュアル」茨城県教育委員会 平成 31 年 1 月
- 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」 29 初児生第 42 号 平成 30 年 3 月 26 日、義教第 124 号 平成 30 年 4 月 11 日